3　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

本路線は、宮城県塩竈市を起点とし、多賀城市、仙台市、名取市及び岩沼市を経由して、亘理郡亘理町に至る延長約41.6㎞の路線である。

本路線の起点である塩竈市は、湾岸部に港湾法（昭和25年法律第218号）に規定する国際拠点港湾の仙台塩釜港塩釜港区を擁する交易の盛んな地域であり、取り扱われる商品貨物の取引範囲は、東北圏内のみならず、関東圏にも及んでいる。

本路線は、沿線に各市町の市街地が形成され、名取市に存する仙台空港に接続すること、一般国道６号仙台東部道路を始めとする主要幹線道路への接続も良好なことなどから、地域住民による地域内交通に利用されているほか、物流等による通過交通にも広く利用されている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める道路幅員を満たさない区間が多数存在するほか、名取市の市街地を通過していることなどから、朝夕の通勤時間帯を中心に交通混雑が発生し、交通事故も多発するなど、地域の主要な幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

平成24年５月に起業者が実施した交通量調査によると、現道の自動車交通量は、名取市牛野字柿沼地内で17,092台／日であり、混雑度は1.60となっている。

本件事業の完成により、線形等の良好な道路が新たに整備され、現道の通過交通を分担することで、現道における交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成25年２月及び同年９月に、任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

上記の環境影響調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているチュウサギ等が確認されているが、オオタカ及びチュウサギともに、周辺に同様の生息環境が広く存在していることなどから影響は小さいとされている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているヤナギヌカボ等が確認されているが、起業者は、工事による改変箇所で生育が確認された場合は、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、保護のために特別な措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、線形等の良好な道路を整備し、安全かつ円滑な自動車交通を確保することを主な目的として、道路構造令による第３種第２級の規格に基づく２車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、現道の西側を通過する申請案のほか、現道の東側を通過するルート案及び申請案の西側を通過するルート案について検討が行われている。

申請案と他の２案とを比較すると、申請案は取得必要面積が最も少ないこと、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は道路幅員狭小区間が多く、朝夕の通勤時間帯を中心に交通混雑が発生し、交通事故も多発していることなどから、できるだけ早期に安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があると認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　宮城県名取市役所

○関東地方整備局告示第五百三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十四日

関東地方整備局長　深澤　淳志

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十五号

(三)　道路の区域

区間	後変別更前	敷地の幅員	延長
横浜市鶴見区鶴見中央四丁目四六番四二地内	後前	六六四・〇〇七五メートル 三二・九メートル	〇〇・〇〇二キロメートル 五五・〇二メートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

○北陸地方整備局告示第百十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十四日

北陸地方整備局長　野田　徹

八　路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

号　石川県河北郡津幡町字庄七〇番地　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

ま　川県河北郡津幡町字庄七〇番地内から同町字庄夕七〇番地内まで（ただし、関係図面に表示するムの部分のみ。）

供用開始の期日　平成二十五年十二月二十四日